

特許庁委託事業

ASEAN 各国における職務発明制度等に関する調査

2013 年 4 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

TMI Associates (Singapore) LLP

雇用契約に発明をなすことが含まれていない場合にも、従業者は報酬を受けることができます。

この報酬の請求は、省令の規則及び省令に定める手続に従い特許庁長官に提出しなければならないとされており、特許庁長官は、従業者の賃金、発明の重要性、発明から派生したか又は派生が見込まれる利益及び省令に規定する他の状況を斟酌して従業者に相当と思われる報酬額を定める権限を有するものとされており、

なお、相当の対価の支払いの実態については情報が公開されていません。

(2) 創作

意匠の創作は、意匠権として保護されることが、タイ特許法第 56 条から第 65 条に規定されています。意匠権を受ける権利については、第 65 条において特許の規定である第 10 条及び第 11 条を準用しています。従いまして、意匠権を受ける権利の取り扱いについては、特許に準じます。

(3) 小特許

小発明は、小特許として保護されることが、タイ特許法第 65 条の 2 から第 65 条の 10 に規定されています。小特許を受ける権利については、第 65 条の 10 において特許の規定である第 10 条及び第 11 条を準用しています。従いまして、小特許を受ける権利の取り扱いについては、特許に準じます。

10. ベトナム

(1) 発明

① 発明に伴う権利の帰属

発明は、特許として保護され、原始的には、特許を受ける権利は発明者に帰属します（ベトナム知的財産法（Intellectual Property Law）第 86 条）。

② 職務発明制度の有無

職務発明制度は存在し、ベトナム知的財産法第 86 条に規定があります。

③ 職務発明の要件と効果

政府は、国家予算からの資金並びに物的及び技術的施設を使用することによって創作された発明の登録を受ける権利を有するとされており、

それに反しない範囲であり、当事者による別段の合意がなければ、資金及び物的施設を、創作者に対し、職務割当又は雇用の形態で投資した組織又は個人も発明の登録を受ける権利を有するとされており、

④ 発明報奨制度の法令と実態

ベトナム特許法には発明報奨に関する規定はありません。

しかしながら、相当の対価については支払いの実績があり、特許発明の実施から得られる利益の 10%、若しくは得られるライセンス料の 15%程度が相場とされておりま

(2) 創 作

意匠の創作は、意匠権として保護されることが、ベトナム知的財産法第 63 条から第 67 条に規定されています。一般的な発明の帰属及び職務発明について規定しているベトナム知的財産法第 86 条は、発明の他に意匠についても同様に規定しております。従いまして、意匠権を受ける権利の取り扱いについては、特許に準じます。

(3) 小発明

小発明は、実用新案特許によって保護されることが、ベトナム知的財産法第 58 条第 2 項に規定されています。実用新案特許及び発明特許は、共に発明を対象にしているものとして取り扱われていますので、ベトナム知的財産法第 86 条の規定が実用新案特許にも適用されます。従いまして、実用新案特許を受ける権利の取り扱いについては、特許に準じます。

以 上

特許庁委託

ASEAN 各国における職務発明制度等に関する調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

TMI Associates (Singapore) LLP

2013 年 4 月発行 禁無断転載

本冊子は、2012 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った TMI Associates (Singapore) LLP が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。